

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金 (太陽光発電設備導入事業) Q & A

Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和8年12月25日(金)までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。
- 受付状況はホームページでもご確認いただけます(月1回程度更新)。

Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類(申請書)は申請方法を問わず事務局による抽選で受付順を決定します。

Q3 郵送又は持参による受付はしていますか

- 原則インターネット「Logo フォーム」による申請をお願いしておりますが可能です。
- 持参の場合は必ず事前に担当者のアポイントメント(Tel: 058-272-8835)を取ってからお越しください(事前予約のない来訪は対応しかねます)。
- 郵送の場合は、書留等必ず記録に残る方法で送付してください。
【送付先】500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁省エネ・再エネ社会推進課 温暖化・気候変動対策係

Q4 予算額を教えてください

- 100,000千円です。
ただし、年度途中で増減する可能性がございます。その場合はホームページにてお知らせします。

Q5 いつ設置した(設置する)太陽光発電設備が対象となりますか

- 原則として県の交付決定日以降に事業に着手し、令和9年2月28日(日)までに事業を完了したうえで、実績報告書の提出ができる事業が対象となります。
- 交付決定前の事前着手(契約)は原則認めませんが、早期に着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ担当者にご相談の上、事前着手届(第2号様式)を提出してください。

Q6 「契約」=事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

Q7 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、補助事業者が太陽光発電設備等の設置を完了した時点をもって事業の完了となります。
工事完了日と検収日（検査日）が異なれば、検査日を設置完了日とします。

Q8 対象となる「事務所又は事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら事業を営む県内の工場や営業所などの建物になります。
- 本社が県外であっても、設置場所が県内であれば対象となります。
- 無人倉庫や独立した車庫など有人の事業所とはかけ離れた施設は対象外です（有人の事業所の敷地内の建物は対象とします。）。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象外となります。
- 不動産登記法上の登記が必要な建物で登記がされていない場合は対象外となります。
カーポートやコンテナなどでも条件によっては登記が必要なものがありますのでご注意ください。
- 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、当該設備の活用ができないことが明らかなのは対象外としています。
【例】仮設事務所、2～3年後に廃止が決まっている事業所
- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

Q9 中小企業者の定義を具体的に教えてください

- 中小企業者とは具体的には次の表のとおりとなります。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q10 1法人1申請は理解していますが、2つの事業所を一度に申請できますか

- まとめての申請であれば可能です。ただし、補助上限は事業所ごとではなく、法人に課せられます。
例1) 工場Aが20.5kW、工場Bが10.7kWの太陽光発電設備を導入し、まとめて申請する場合、申請に係る出力は31.2kWとなり、小数点端数を切り数を切り捨て後、31kWに5万円を乗じて155万円の補助額となります。
例2) 工場Aが30.5kW、工場Bが40.5kWの太陽光発電設備を導入し、まとめて申請する場合、申請に係る出力は80kWとなりますが、上限は50kWであるため、50kWに5万円を乗じて250万円の補助額となります。

Q11 太陽光発電設備をカーポートへ設置する場合は対象となりますか

- 「事務所又は事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象とします。
- 一体型のソーラーカーポートの場合は、太陽光発電設備部分の経費を切り分けられる場合に限り対象となります。

Q12 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

- 対象外です（駐車場や敷地内の空き地であっても対象外）。本補助事業は、建物の屋根や壁を利用して設置する設備を対象としています。

Q13 買替の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、既存設備の撤去にかかる費用は補助対象外経費です。
 - ※ また、設備の一部のみの買替は対象外です。
(例：太陽光発電設備のパワコンのみの買替え)

Q14 増設の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の50%以上を自家消費すること」等の要件がありますので、事業計画を立てる際にはこれらの要件の確認を十分に行ってください。
 - ※ 既存施設と同系統へ増設する場合の自家消費量は「既存施設＋今回設置する施設の発電量」の50%以上を自家消費してください。

Q15 既設の太陽光発電設備に追加で、蓄電池を設置する場合も対象となりますか

- 対象外です。

Q16 併用住宅（兼用住宅）へ設置する設備は補助の対象となりますか

- 対象となるケースもありますが、電気系統が同じであるケースがほとんどであるため、事業で50%以上消費できることの書面による合理的かつ明確な説明が必要です。
 - ・ 補助対象事業者が全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置していることが前提となります（当該住宅の居住者の立場の契約事業は補助対象外です）。
 - ・ 発電する電力の50%以上を事務所又は事業所の電力として自家消費することを客観的に説明してください。
 - ・ 例えば、1階が店舗で2階が住居のケースなど、面積按分で店舗部分が50%以上を占めるなど、客観的な資料を示すことが可能な場合などに限ります。
 - ・ その他、税務署への確定申告における電気料金の費用の家事按分などの根拠資料の提出を求め、審査し、場合によっては現地調査も行います。
 - ・ フリーランスなどで自宅を仕事場としているが、生活で使用している電気の消費量と事業で使用している電気の消費量を明確に按分ができない場合は対象外とします。

Q17 第三者所有の建物（土地）に設置する場合も対象となりますか

- 所有者が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。
- この場合、所有者の承諾書及び賃貸借契約書等の権利関係の根拠資料を提出してください。
- 賃貸借等の権利の設定が時限的で法定耐用年数前に建物（土地）を返却することが明らかである場合は、対象外とします。

Q18 法定耐用年数について、詳しく知りたい

- 本事業における法定耐用年数は、一律で太陽光発電設備 17 年、定置用蓄電池 6 年として扱います。
- 法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の以下の区分に基づくものです。
太陽光発電設備：別表第二、31 電気業用設備、その他設備、主として金属製のもの
定置用蓄電池：別表第一、建物付属設備、電気設備（照明設備を含む）、蓄電池電源設備

Q19 共同所有の建物（土地）に設置する場合も対象となりますか

- 他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。
- この場合、上記Q17に準じます。

Q20 アパートやマンションなどの共同住宅に設置する場合も対象となりますか

- 対象とならないケースがほとんどです。
- 発電した電力の 50%以上を居住スペース以外の事業スペース（例えば管理人室）で使用できると客観的に説明できる場合のみ対象とします。
- 共同住宅の場合は、環境省の「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の補助対象となる場合がありますので、ご確認ください。

Q21 事業開始前ですが、対象となりますか

- 実績報告時に開業が確認できる場合に限り対象とします。
- その場合、申請時は事業開始準備に着手している客観的資料の提出を求めます。
例) 金融機関からの融資を受けるために作成した事業計画書

Q22 建物を建築中ですが、対象となりますか

- 対象となりますが、事業期間内に設備の設置が完了するか十分検討してください。
- その場合、申請時は建物の工事請負契約書の写しを提出し、登記完了後、速やかに登記簿の写しを提出してください。

Q23 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

- 含まれます。

Q24 V2H (V2B) やEMS (エネルギーマネジメントシステム) は対象経費に含まれますか

- 含まれません。補助対象外経費として整理してください。ただし、総事業費には含めてください。

Q25 太陽光発電設備の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

- 小数点以下を切捨て処理してください

Q26 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

- パネル (モジュール) とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。
- ※ パネル (モジュール) 又はパワーコンディショナーどちらか一方のみの設置は対象外となります。

Q27 算定した補助金額が補助対象経費を上回る場合どうなりますか

- 補助対象経費以上の補助は実施できませんので、その場合、補助対象経費 (千円未満の端数は切り捨て) が補助金額となります。

Q28 太陽光発電設備の出力はどの値を用いるのか

- 定格出力を採用してください。
- 力率は 50kW 未満の設備の場合は 95%、50kW 以上の設備の場合は 100%を採用します。

Q29 パワーコンディショナーの出力を制御して申請したいがよいか

- 例えば 50kW パワーコンディショナーが高圧にあたるため、力率を制御して 49.5kW として低圧として使用するケースもございます。その場合は、力率を制御することの説明書類 (メーカー発行の制御に関する書類等) を提出してください。
- ただし、補助金の算定は制御後の出力を採用することにご注意ください。

Q30 蓄電池の容量の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

- カタログ記載の定格容量の小数点第 2 位以下を切捨て処理してください。

Q31 蓄電池の容量はどの値を用いるのか

- 定格容量を採用してください。
- (初期) 実効容量や公称容量は採用しません。
- カタログや仕様書に定格容量が記載されていない場合は、SII 登録製品に限り、SII (下記ホームページ参照) で承認した蓄電容量を用いることも可とします。

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

- 以上をもっても説明ができない場合は補助対象外とします。

Q32 蓄電池を複数台導入して合計 20kWh を超える容量とする場合、産業用蓄電池となりますか

- 家庭用蓄電池として取り扱い、上限 20kWh までの補助となります。
- これは、消防庁の令和 4 年 3 月 31 日付け消防予第 155 号「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて (通知)」に基づく取り扱いになります。

Q33 可搬式の設備は対象となりますか

- 対象外です。
- アウトドアなどに用いる等、可搬を前提としている製品を固定して使用する場合も対象外です。

Q34 国の補助金や他の自治体 (岐阜県を含む) との併用はできますか

- 国や県、市町村など他の補助事業との併用は認めません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用はできません。

Q35 共同購入事業との併用はできますか

- 共同購入事業は上記 Q34 における補助事業として取り扱いませんので、可能です。

Q36 余剰電力の売電は可能ですか

- 余剰電力が生じた場合は、売電等することも可能ですが、申請した事務所又は事業所の敷地内で自家消費する割合が 50% を下回ることがないようにしてください。
- また、FIT 不可など、売電や送電に関する条件がありますので、あらかじめ要綱等で条件をご確認ください。
- 売電先については、県が斡旋したり紹介したりすることはありませんので、自らお探しいただくこととなります。なお、10kW 以上の設備の売電については、売電先が見つからない場合もあることから、あらかじめ予定する売電先の電力会社と十分に調整する等、事業計画 (収支計画) にご留意ください。

Q37 自家消費率の事後報告は求められますか

- 令和8年度の補助事業から翌年度1年間の自家消費率を報告する必要はありません。ただし、自家消費率50%が補助要件となっておりますので、モニター類を設置し、自家消費率の把握をしてデータ等の挙証資料を17年間保存する必要があります。
- なお、実地検査等で挙証資料の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

Q38 令和9年度以降も補助事業は継続しますか

- 現時点（令和8年4月）では不明です。
- 例年、10月頃から1月頃にかけて予算編成を行い、3月の県議会において決定します。